

## 資料編

## 1 計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
平成30年10月30日	第1回東松山市域福祉計画策定委員会及び東松山市地域福祉活動計画策定委員会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・役員選出</li> <li>・地域福祉計画及び地域福祉活動計画について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・市民アンケート調査及び団体アンケート調査案について</li> </ul>
12月26日	第2回東松山市地域福祉計画策定委員会	市民アンケート調査案について
平成31年2月	地域福祉に関する市民アンケート	地域福祉に関する市民意識調査
4月	地域福祉に関する団体アンケート	地域福祉に関する7団体の取組及び課題に関する調査
令和元年6月3日	第3回東松山市地域福祉計画策定委員会	現状分析及び計画の方向性について
7月	地域福祉に関する地区懇話会	7地区ごとに地域福祉に関する意見交換
8月29日	第4回東松山市地域福祉計画策定委員会	東松山市地域福祉計画について
10月24日	第5回東松山市地域福祉計画策定委員会	東松山市地域福祉計画について
11月11日	第6回東松山市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東松山市地域福祉計画について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
11月25日 s 12月16日	パブリックコメント	計画案を公表し、市民・関係者から意見募集
令和2年1月20日	第7回東松山市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東松山市地域福祉計画について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>

## 2 調査概要

### (1) 地域福祉に関するアンケート

実施時期	平成31年2月
調査方法	20歳から89歳までの市民から無作為抽出した方へ調査票を郵送。配布・郵送回収（確認を兼ねたリマインダーハガキを発送）
配布数	2,000票
回収数	1,247票（回収率62.4%）

### (2) 地域福祉に関する団体調査アンケート

団体名	
東松山子育てねっと	子育てサークル団体
ひきねっと	障害者支援
東松山市国際交流協会	外国人支援
東松山市シルバー人材センター	高齢者支援
手をつなぐ育成会	障害者当事者団体
きらめき市民大学ボランティアクラブ	ボランティア団体
東松山障害者就労支援センター	障害者支援

### (3) 地域福祉に関する地区懇話会

地区	日時（令和元年）	会場	参加人数
松山	7月30日 午前10時～	市民福祉センター	18人
大岡	7月11日 午後3時～	大岡市民活動センター	11人
唐子	7月22日 午前9時30分～	唐子市民活動センター	13人
高坂	7月17日 午後3時～	高坂市民活動センター	15人
野本	7月10日 午後3時～	野本市民活動センター	10人
高坂丘陵	7月19日 午後3時～	高坂丘陵市民活動センター	19人
平野	7月26日 午前10時～	総合福祉エリア	11人

### 3 計画策定委員会

---

(1) 東松山市地域福祉計画策定委員会条例

平成25年12月20日

条例第33号

改正 平成30年3月26日条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する地域福祉計画を策定するため、東松山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	稲葉 一洋	立正大学社会福祉学部 教授	委員長
団体代表	江連 万徳	東松山市PTA連合会	
団体代表	荻野 紘	東松山市自治会連合会 会長	
団体代表	寺田 友彦	東松山市シニアクラブ連合会 会長	~R1.5.31
団体代表	須藤 博一	東松山市シニアクラブ連合会 会長	R1.6.1~
団体代表	利根川 實	東松山市商工会 副会長	
団体代表	篠原 敏夫	東松山市民生委員児童委員協 議会連合会	
団体代表	島野 正子	耳すまネット	
公募委員	初雁 建司	ボランティアグループ ふくふく木曜会	
社会福祉協議会	澤田 喜雄	東松山市社会福祉協議会 事務局長	
市職員	山田 昭彦	東松山市健康福祉部 部長	~H31.3.31
市職員	今村 浩之	東松山市健康福祉部 部長	H31.4.1~

(順不同・敬称略)